

## 仙台市農業委員会第6回総会議事録

1. 開催日時 平成30年11月30日（金曜日）午後1時30分から午後2時55分
2. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室
3. 出席委員 (16人)

会長職務代理者	2番	中野 勲			
委員	3番	赤間 敬	4番	大泉 権吾	5番 大里 重市
	6番	加藤 和江	7番	加藤 和彦	8番 菅野 則義
	10番	佐藤 千治	12番	佐藤 とみ	13番 品川 忠夫
	14番	鈴木 通	15番	鈴木 正年	16番 高橋 勝彦
	17番	松原 菊男	18番	嶺岸 若夫	19番 結城 一吉
4. 欠席委員 (3人) 1番 佐々木 均 9番 郷古 雅春 11番 佐藤 昭幸
5. 議事日程
  1. 開会
  2. あいさつ
  3. 議事録署名委員の指名
  4. 議案
    - 第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件
    - 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件
    - 第3号議案 農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認の件
  5. 報告
    - (1) 農地改良工事（現状変更）届出
    - (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出
    - (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出
    - (4) 農地法第3条の3の規定（相続）による届出
    - (5) 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知
    - (6) 相続税の納税猶予に係る適格者証明願いに関する件
    - (7) 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知書の返戻に関する件
    - (8) 売り渡し希望農地一覧表
    - (9) 農地全域現地調査会の実施について
    - (10) 遊休農地にかかる非農地判断の確認状況等について
    - (11) 農地利用意向調査の実施について
    - (12) 農用地利用権設定利用調整会議（契约会）について（平成31年4月設定分）
    - (13) 女性農業者との意見交換会開催結果報告について
    - (14) 農地利用最適化推進委員研修実施について
6. その他
  - (1) 会長報告
  - (2) 事務局からの連絡事項

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 能夫	事務課長	千田 明
主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	佐藤 和之
振興係主任	内海 敏子		
農地係主任	小椋 健一	農地係専門員	庄子 尚

7. 農地利用最適化推進委員

若生 宏明

8. 会議の概要

1 開 会	開 会 (午後1時30分)
司会:主幹兼振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第6回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会会長職務代理者中野勲から、ごあいさつを申し上げます。
2 会長職務代理者挨拶	－ 会長職務代理者 あいさつ －
司会:主幹兼振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長を務めることになっていますが、本日欠席のため、農業委員会等に関する法律第5条第5項により、会長職務代理者が代理を務めることとなっていますので、中野会長職務代理者、よろしく願いいたします。
議 長 (中野会長職務代理者)	本日は、議席番号1番佐々木均委員、9番郷古雅春委員及び11番佐藤昭幸委員から、欠席の届けがありました。19人中16人出席ですので、会議は成立しております。 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することに、ご異議ありませんか。
議 長	(異議なし)  それでは、13番品川忠夫 委員、15番鈴木正年委員を指名いたします。
議 長	議事に入ります。 (午後1時32分) 第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件についてを上程いたします。 調査委員会の結果を、嶺岸若夫第二調査委員会委員長から報告願います。
嶺岸若夫委員 (第二調査委員会)	第1号議案の調査委員会の結果について報告します。 調査委員会を、平成30年11月27日に実施いたしました。

委員長)

調査は、8番菅野則義委員、12番佐藤とみ委員、14番鈴木通委員、16番高橋勝彦委員の4名で担当して調査を行いました。

今回の申請は、売買による規模拡大の5件です。

番号1番から3番までを、8番菅野則義委員から、番号4番と5番を、12番佐藤とみ委員から報告をしていただきます。

菅野則義委員  
(8番)

番号1番から3番までを私から報告いたします。

番号1番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で108アールの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお11月20日に太田功治農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号2番と3番は、関連がありますので一括して報告いたします。

取得する面積が5,000㎡を超えることから聞き取り調査を実施しております。

番号2番と3番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有しております。長年稲作農家として水稻を栽培してきましたが、平成9年の田子の区画整理と震災復興住宅への用地提供で5年前に水田が全部なくなり、7アールの畑のみを家族3名で耕作してきました。今回、以前耕作していた農地の近隣の農地を売買により取得して稲作を再開するものです。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、11月19日に庄司善春農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

佐藤とみ委員  
(12番)

番号4番と5番を私から報告いたします。

番号4番は、売買により規模拡大を図るものです。利用権による小作地でしたが、今回、報告5の4番で農地法第18条第6項通知により合意解約が出ております。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で214アールの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、11月20日に安達良和農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号5番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台を所有し、収穫機1台はリースにより、家族3人で109アールの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、11月20日に菅野則義農業委員と菅井孝彦農地利用最適化推進委員が周辺

農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

以上5件、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

第1号議案について、調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、質問等がありませんので採決します。第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後1時38分)

議 長

続きまして、第2号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件についてを上程いたします。

調査委員会の結果を嶺岸若夫第二調査委員会委員長から報告願います。

嶺岸若夫委員  
(第二調査委員会  
委員長)

第2号議案の調査結果について報告します。

調査は、9番郷古雅春委員と10番佐藤千治委員と17番松原菊男委員と私(嶺岸若夫委員)の4名で調査を行いました。

今回の申請は、中古車置場に転用するものが1件、コンテナハウス置場に転用するものが1件、駐車場に転用するものが2件、ガソリンスタンドに転用するものが1件、資材置場に転用するものが1件の合計6件です。

番号1番と2番を17番松原菊男委員から、番号3番と4番を私から、番号5番と6番を10番佐藤千治委員から報告をしていただきます。

松原菊男委員  
(17番)

番号1番と2番を私から報告いたします。

番号1番は、中古車置場に転用するもので、賃貸借権の設定によるものです。

申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。また、申請地は、自動車販売業者が中古車置場に利用するもので、畑224㎡を転用して、中古車置場25台に185㎡、通路等に39㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。なお、本人が畑

としての認識がなく、中古車置場に賃貸してしまったことについて、始末書が、また、借主のNo.5 からは要望書が提出されております。また、資力証明については、平成30年11月6日付で残高証明書が提出されております。土地改良区の意見書も提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号2番は、コンテナハウス置場に転用するもので、賃貸借権の設定によるものです。面積が大きいことから聞き取り調査を実施しております。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。また、申請地は、建築機械リース業者がコンテナハウス置場に利用するもので、田畑4,950㎡を転用して、事業面積（原野含む）4,985㎡をコンテナハウス置場186台に2,352.90㎡、法面980㎡、通路等に1,652.10㎡として利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。

なお、資力証明については、残高証明書（H30.10.26付）が提出されております。土地改良区からの意見書も提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

嶺岸若夫委員  
(18番)

番号3番と4番を私から報告いたします。調査は、9番の郷古雅春委員が担当いたしました。本日欠席ですので、私が報告いたします。

番号3番は、駐車場に転用するもので、売買によるものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外にあります。第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。また、申請地は、国家公務員である者が居宅の隣に駐車場として利用するもので、畑203㎡を転用して、駐車場普通車5台に70㎡、庭に63㎡、通路等に70㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。なお、資力証明については、融資の事前審査の結果が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号4番は、駐車場に転用するもので、賃貸借権の設定によるものです。

申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外にあります。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。申請地は田畑1,827㎡を駐車場に転用するものです。事業面積は原野を含み2,623㎡で、駐車場大型車8台に432㎡、普通車7台に105㎡、資材置場に200㎡、法面に927㎡、通路等に959㎡を転用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現

性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資力証明は、銀行の残高証明書(H30. 11. 9 付け)が提出されております。以上のことから農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

佐藤千治委員  
(10 番)

番号5番と6番を私から報告いたします。

番号5番は、ガソリンスタンドに転用するもので、賃貸借権の設定によるものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内にあり、土地改良施行後8年以上経過しております。第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請地は、田2,374㎡をガソリンスタンドに転用するものです。事務所棟に207.50㎡、ガソリン給油棟に162㎡、灯油棟に14㎡、洗車場に100.36㎡、駐車場5台に87.5㎡、通路等に1,802.64㎡を転用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資力証明は、銀行の残高証明書(H30. 11. 2 付)及び転借人が建設費相当額を支払う約定書が提出されております。土地改良区意見書も提出されております。以上のことから農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号6番は、資材置場に転用するもので、売買によるものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外にあります。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請地は、田1,982㎡を資材置場に転用するものです。資材置場に120㎡、コンテナハウス仮設に86.4㎡、大型車待機場に180㎡、従業員駐車場5台に90㎡、土木工事用機械置場に410.8㎡、法面等198.85㎡、通路等895.95㎡を転用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資力証明は、銀行の残高証明書(H30. 11. 13 付)がでております。以上のことから農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

以上6件、よろしくご審議をお願いします。

議 長

第2号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、質問等がありませんので採決します。

第2号議案について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後1時51分)

議長

続きまして、第3号議案農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認の件についてを上程いたします。

調査委員会の結果を、嶺岸若夫第二調査委員会委員長から報告願います。

嶺岸若夫委員

第3号議案の調査結果について報告します。

(第二調査委員会  
委員長)

調査は、8番菅野則義委員と12番佐藤とみ委員と14番鈴木通委員と16番高橋勝彦委員の4名で調査を行いました。

今回の非農地証明願は、通路が1件、宅地が3件の計4件です。

番号1番と2番を16番高橋勝彦委員から、番号3番と4番を14番鈴木通委員から報告していただきます。

高橋勝彦委員

番号1番と2番を私から報告いたします。

(16番)

番号1番は、申請地は、市街化区域であります。現在の状況は、通路です。申請理由は、昭和49年11月に居宅を増築した以前から通路として使用し、現在も利用しているところです。確認資料である、建物登記簿謄本・仙塩広域都市計画図・固定資産税証明書・現地写真・航空写真により、非農地対象条件③(農地法施行後の人為的改廃で、この事実行為から既に20年以上経過しており、再び農地として利用される可能性がなく、また実情及び実体が真に止むを得ないものと農業委員会が認めたもの)に該当し、承認相当と調査しました。

番号2番は、申請地は、市街化調整区域で農振その他の区域であります。

現在の状況は、宅地です。申請理由は、昭和25年に居宅を建築したときから宅地として使用し、現在に至っているものです。確認資料である、建物登記簿謄本・固定資産税証明・現地写真・航空写真により、非農地対象条件③(農地法施行後の人為的改廃で、この事実行為から既に20年以上経過しており、再び農地として利用される可能性がなく、また実情及び実体が真に止むを得ないものと農業委員会が認めたもの)に該当し、承認相当と調査しました。

鈴木通委員

番号3番と4番を私から報告いたします。

(14番)

番号3番は、申請地は、市街化調整区域で農振その他の区域であります。現在の状況は、宅地です。申請理由は、昭和35年に居宅を建築したときから宅地として使用し、現在に至っているものです。確認資料である、固定資産税証明・現地写真により、非農地対象条件③(農地法施行後の人為的改廃で、この事実行為から既に20年以上経過しており、再び農地として利用される可能性がなく、また実情及び実体が真に止むを得ないものと農業委員会が認めたもの)に該当し、承認相当と調査しました。

番号4番は、申請地は、市街化調整区域で農振その他の区域であります。現在の状況は宅地です。申請理由は、平成3年12月に居宅を建築したときから宅地として使用し、現在に至っているものです。確認資料である、固定資産税証明・現地写真により、非農地対象条件③（農地法施行後の人為的改廃で、この事実行為から既に20年以上経過しており、再び農地として利用される可能性がなく、また実情及び実体が真に止むを得ないものと農業委員会が認めたもの）に該当し、承認相当と調査しました。

以上4件、よろしくご審議をお願いします。

議 長

第3号議案について調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、質問等がありませんので採決します。第3号議案について、非農地証明願を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第3号議案 農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認の件については、承認することに決定いたします。

以上で議案のすべてを終了いたします。(午後1時56分)

議 長

続きまして、報告事項に入ります。

(1) 農地改良工事(現状変更)届出について、嶺岸若夫第二調査委員会委員長から報告願います。

嶺岸若夫委員  
(調査委員会  
第二委員長)

農地改良工事(現状変更)届出について、調査の結果を報告いたします。届出は、1件 ありました。

番号1番は、当該地田1,500㎡のうち1,450㎡を盛土して利用するものです。面積が1,000㎡を超えていることから聞き取り調査を実施しております。水田に盛土して、水はけを良くして葉物野菜を栽培する計画です。隣接する農地と同じ高さに盛土することから、周辺農地への影響はないと判断しました。また、低いままの隣接地には、影響のないように1mの間隔をおいて盛土をして利用する計画であります。盛土工事期間は、平成30年12月1日から平成31年3月30日までの約4ヶ月です。松原菊男委員が地区委員になっており、現地を確認しております。関係書類も整備され提出されております。詳細については別添報告書の記載のとおりです。 以上です。

議 長

農地改良工事(現状変更)届出について、報告がありましたが、何か質問等はありませんか。



(全員なし)

議 長

続きまして、(2)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(8)売り渡し希望農地一覧表までを事務局から、報告願います。  
なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局  
農地係長

それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。  
(2)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、2ページに記載のとおり、番号4068から4073まで6件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が3件、共同住宅・老人介護施設・事務所及び倉庫への転用が、各1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。  
続きまして、(3)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、3ページから13ページに記載の通り、番号5174から5198までの25件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が10件、宅地造成への転用が4件、駐車場への転用が3件、事務所・事務所兼倉庫・共同住宅・工業団地・資材置場・宅地・公衆用道路・ドラックストアへの転用が各1件ずつの転用届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして、(4)農地法第3条の3の規定(相続)による届出については、14ページから16ページに記載のとおり14件の届出がありました。全て相続による権利の取得となっております。詳細は別紙報告書のとおりです。

続きまして、17ページになりますが(5)農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について、記載のとおり5件ありました。詳細は別紙の報告書のとおりです。

続きまして、18ページになりますが(6)相続税の納税猶予に係る適格者証明願に関する件については、記載の通り1件ありました。詳細は別紙報告書のとおりです。

続きまして、19ページになりますが(7)農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知書の返戻に関する件については、記載の通り1件ありました。詳細は別紙報告書のとおりです。

次に、(8)売り渡し希望農地一覧ですが、新規の申し出が2件、取り下げが1件ありましたので、一覧表を修正しております。また、仙台市ホームページに掲載しているものも参考にお渡しいたします。あっせんの掘り起しをよろしく願います。農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(2)から(8)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

(午後2時00分)

議 長	<p>質問等がないようですので、次に入ります。なお、質問については説明後、一括して受けます。</p> <p>(9) 農地全域現地調査会の実施</p> <p>(10) 遊休農地にかかる非農地判断の確認状況等</p> <p>(11) 農地利用意向調査実施及び</p> <p>(12) 農用地利用権設定利用調整会議（契約会）（平成 31 年 4 月設定分）は、事務局から、</p> <p>(13) 女性農業者との意見交換会開催結果報告と</p> <p>(14) 農地利用最適化推進委員研修実施は、企画検討チーム、チーム長から、報告をしていただきます。</p>
事務局	(9) 農地全域現地調査会の実施について、資料 1 をご覧ください。
(9) (10) 農地係長	— 説明 —
	(10) 遊休農地にかかる非農地判断の確認状況等について資料 2 をご覧ください。
	— 説明 —
(11) 主幹兼振興係長	(11) 農地利用意向調査実施について資料 3 をご覧ください。
	— 説明 —
(12) 農地係長	(12) 農用地利用権設定利用調整会議（契約会）（平成 31 年 4 月設定分）について資料 4 をご覧ください。
	— 説明 —
(13) (14) 企画検討チーム長（松原菊男委員）	(13) 女性農業者との意見交換会開催結果報告について資料 5 をご覧ください。
	— 説明 —
	(14) 農地利用最適化推進委員研修実施について資料 6 をご覧ください。
	— 説明 —
議 長	ただいまの報告事項 (9) ～ (14) について、ご質問等はございませんか。
加藤和江委員（6 番）	<p>(13) 女性農業者との意見交換会に関連してのお知らせです。1 月 22 日（火）10 時から「農家レストランちょっくら」で仙台女子会を開催します。佐藤とみ委員と高山真里子農地利用最適化推進委員と 3 人で、西多賀の女性の方から出た子育てが大変という意見をきっかけとして、子育て世代の女性農業者から意見を聴きたいので、どう協力できるか意見交換会を行います。</p>
	11 月 7 日にアグリレディースの女性の社会参画に関する懇談会が大河原合庁で

	あり、参加者 38 名、家族経営協定が話題に出ました。メリットがないのでは、と意見が出て、引き続き勉強していきたいです。
大泉権吾委員 (4 番)	資料 2 で非農地判定できない 35 筆は、資料 3 の 96 筆の内数になっていますか。資料 3 の農振地区が見直しになった場合は農地区分を変更しますか。また、35 筆は農地のままなら、利用意向調査に入れないと確認対象にしなくてはいけないのではないですか。
事務局	資料 2 の農地は林地化している山のような場所で、B 判定の農地として利用できないところです。資料 3 の農地は草刈りすれば耕作できるところで、状態も場所も別です。また、意向調査は 11 月 30 日付の文書のため、現在の区分です。農振地域の見直しは 12 月上旬に決定し、農地区分が変わる可能性があります。農振農用地が農振その他になっても影響は出ません。
事務局	資料 2 の農地 82 筆は 6 月に農地パトロールを農業委員等が実施し、農地に復元するのが不可能な農地と確認しています。そのうち非農地判定が可能な筆は 47 筆です。相続未了等により農地以外の条件が満たせず非農地判定できない筆が 35 筆です。条件を満たせば非農地判断を行うことができますので、資料 3 のものとは違います。
大泉権吾委員 (4 番)	資料 2 の表記は、混同しないように、 (1)の「確認した筆数」→「農業委員が現地で非農地と判定したもの」 (2)①の「非農地判断が可能と思われるもの」→「非農地の通知が可能なもの」 (2)②の「非農地判断が不可と思われるもの」→「非農地の通知が不可のもの」にするべきではないですか。
事務局	次回、総会で提案する際は修正します。
議 長	他に質問等はございませんか。  (質問、意見なし)
議 長	質問等がないようです。これらは報告事項ですので了承願いたいと思います。以上で報告事項を終了いたします。  (午後 2 時 34 分)
議 長	続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。
会長職務代理者	(2)会長報告を私から(中野会長職務代理者)報告します。資料 7 をご覧ください。  (会長報告)

議 長

続きまして、(2)事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。

事務局

(2)事務局からの連絡事項について

- ① 「農地等の利用の最適化に関する意見」に係る回答について（通知）
- ② 農業経営収入保険の加入申請期限の延長について
- ③ 12月～1月の予定表
- ④ 農業委員会の概要
- ⑤ 農家相談の手引き 平成30年度版
- ⑥ 他市町村農業委員会だより等 さいたま市、松山市
- ⑦ 農業委員会手帳
- ⑧ 腕章
- ⑨ 名札ケース（身分証明書入れ）
- ⑩ 農地パトロール車用マグネット

議 長

その他についてご意見、ご質問等がございますか。

(意見なし)

議 長

質問等はないようですので、その他について終了いたします。  
他に何かありますか。なければ以上で全てを終了いたします。

司会:主幹兼振  
興係長

それでは、閉会のあいさつを第一調査委員会の結城委員長からお願いします。

第一調査委員  
会委員長  
(結城委員)

以上をもちまして、仙台市農業委員会第6回総会を閉会します。

閉 会

(午後2時55分)